

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年6月4日

収支等命令者
佐賀県 政策部
政策総括監 鳥飼 広敬

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和8年度佐賀県と港区をつなぐ演劇上演に係る公演者輸送業務委託
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年9月30日
- (4) 履行場所 県が指定する場所

2 参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 過去5か年の間に、当該契約と同種の業務（団体の旅券や宿泊の手配、遠隔地までの添乗を主とする業務）を適正に履行した実績を有していること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を令和8年6月12日（金曜日）17時までに下記担当課へ持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、書留郵便等の受領確認ができる手段により期限までに担当課に必着すること。）

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 営業概要書（様式2）
- ウ 同種業務の実績書（様式3）

※提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書類については、該当業務に関する目的以外には使用しない。

(2) 担当課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県政策部さが政策推進チーム 担当者：安部

TEL：0952-25-7360 E-Mail：kikakuteam@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和8年6月16日（火曜日）までに通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札関係書類の交付方法、交付期間

ア 交付方法 佐賀県ホームページに掲載

イ 交付期間 令和8年6月4日（木曜日）から令和8年6月12日（金曜日）

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 入札等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続き等について質問がある場合は、質問書（様式4）に質問内容を記載し、令和8年6月16日（火曜日）17時までに担当課の電子メールアドレス

ス (kikakuteam@pref.saga.lg.jp) あてに送信すること。また、メール送信後は担当者あてに電話にてメールの受信確認を行うこと。

なお、質問に対する回答は、令和8年6月18日（木曜日）までに佐賀県ホームページに掲載する。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和8年6月22日（月曜日）10時30分～

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館10階 101号会議室

ウ 入 札 書 入札書は様式5のとおりとする。

エ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

オ 留意事項

(ア) 代理人が入札を行う場合は、入札当日の入札前に委任状（様式6）を提出すること。

(イ) 入札者又は代理人は、本人確認ができるもの（社員証、運転免許証など）を持参すること。

(ウ) 入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和8年6月22日（月曜日）9時までに担当課に必着とすること。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しない。また、郵便による入札は第1回目のみとし、再入札を行うことはできないものとする。なお、封筒の宛名は担当者あてとし、「入札書在中」と朱書きすること。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額（税込）の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

- (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
 - (キ) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額
- ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。
- (ア) 当該競争について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 地方自治法施工令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により知事が定める資格を有する者による競争に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - (ウ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

②契約保証金

- ア 契約締結の際に契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、①のイの各号に掲げる価値の担保を供することができる。
- ウ 佐賀県財務規則第115条第3項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競走について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱及び判読不可能なものを提出した者
 - ・入札金額、入札者氏名の記載がないもの
(代理人が入札を行う場合は、入札者欄は代理人の氏名)
 - ・入札金額に訂正、なぞりがあるもの
 - ・入札金額が明確でないもの
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札保証金を納入しない者および納入額が不足する者
- カ 1人で2以上の入札をした者
- キ 代理人でその資格がない者
- ク 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担となる。

- ア 入札参加者が連合し、また不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再入札（第1回目を含めて3回を限度）を行う。
- エ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

(7) 入札者の資格喪失

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有すると認められたものが通知の日か

ら入札の日時まで、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札の参加資格を失う。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は、民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札参加資格者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県政策部さが政策推進チーム 担当者：安部

TEL：0952-25-7360

E-Mail：kikakuteam@pref.saga.lg.jp